

〔 4 〕 騷 音

4 - 1 概要

騒音の発生は、都市の進展に伴い騒音発生施設の増加と、一方では住宅の過密化により多種多様な音が局部的に、しかも総合的なものとして発生しています。

特に交通網の整備が進み、輸送の大量化、高速化が図られ便利になる反面、周囲の交通騒音が社会問題となっています。

また近年、生活様式の多様化に伴い一般家庭にあるピアノ等の楽器、給湯ボイラーや空調設備等による生活騒音をはじめ、ペットの鳴き声までもが近隣騒音として取りざたされています。

工場・事業所については、県条例により騒音の規制基準が適用され、また、深夜飲食店等のカラオケ騒音についても営業時間と音響機器の制限を受けています。

自動車騒音については、道路形態、用途地域により基準が定められており、町では幹線道路を中心に調査を実施しています。

なお、騒音規制法については、平成12年4月1日に改正され、騒音に係る要請限度が等価騒音レベルでの評価となりました。

環境基準

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護する上で、維持されることが望ましい基準。

(1) 道路に面する地域の騒音の環境基準

(単位：デシベル)

地域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(備考)

- 1 車線とは一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2 A地域とは、第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域をいう。
- 3 B地域とは、第一種及び第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整地域をいう。
- 4 C地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位：デシベル)

基 準 値	
昼 間 6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	夜 間 2 2 : 0 0 ~ 6 : 0 0
7 0 以下	6 5 以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注)

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間に限る）

一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路の敷地の境界線からの距離により特定された範囲をいう。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

(2) 道路に面しない地域の騒音の環境基準

(単位：デシベル)

地域の類型	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00 ~ 22:00	夜 間 22:00 ~ 6:00
A地域及びB地域	55 以下	45 以下
C地域	60 以下	50 以下

(3) 指定区域内における自動車騒音の限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づき、指定地域内における自動車騒音の限度が定められています。

(単位：デシベル)

区 域 の 区 分	時間の区分	
	昼 間 6:00 ~ 22:00	夜 間 22:00 ~ 6:00
A 地域および B 地域のうち 1 車線の車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 5	6 5
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

なお、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は上表にかかわらず、以下のとおりとなります。

昼 間	夜 間
7 5	7 0

4 - 2 自動車騒音

町では、環境調査の一環として、町内主要5路線のうち6地点で測定を実施しました。

(1) 調査方法

ア．道路交通騒音測定方法

JIS Z - 8731に定める騒音レベル測定方法に準拠した測定方法として、午前9時から翌日午前9時までの各時間帯に測定した等価騒音レベルの値から、基準時間帯平均騒音レベルを算出しています。

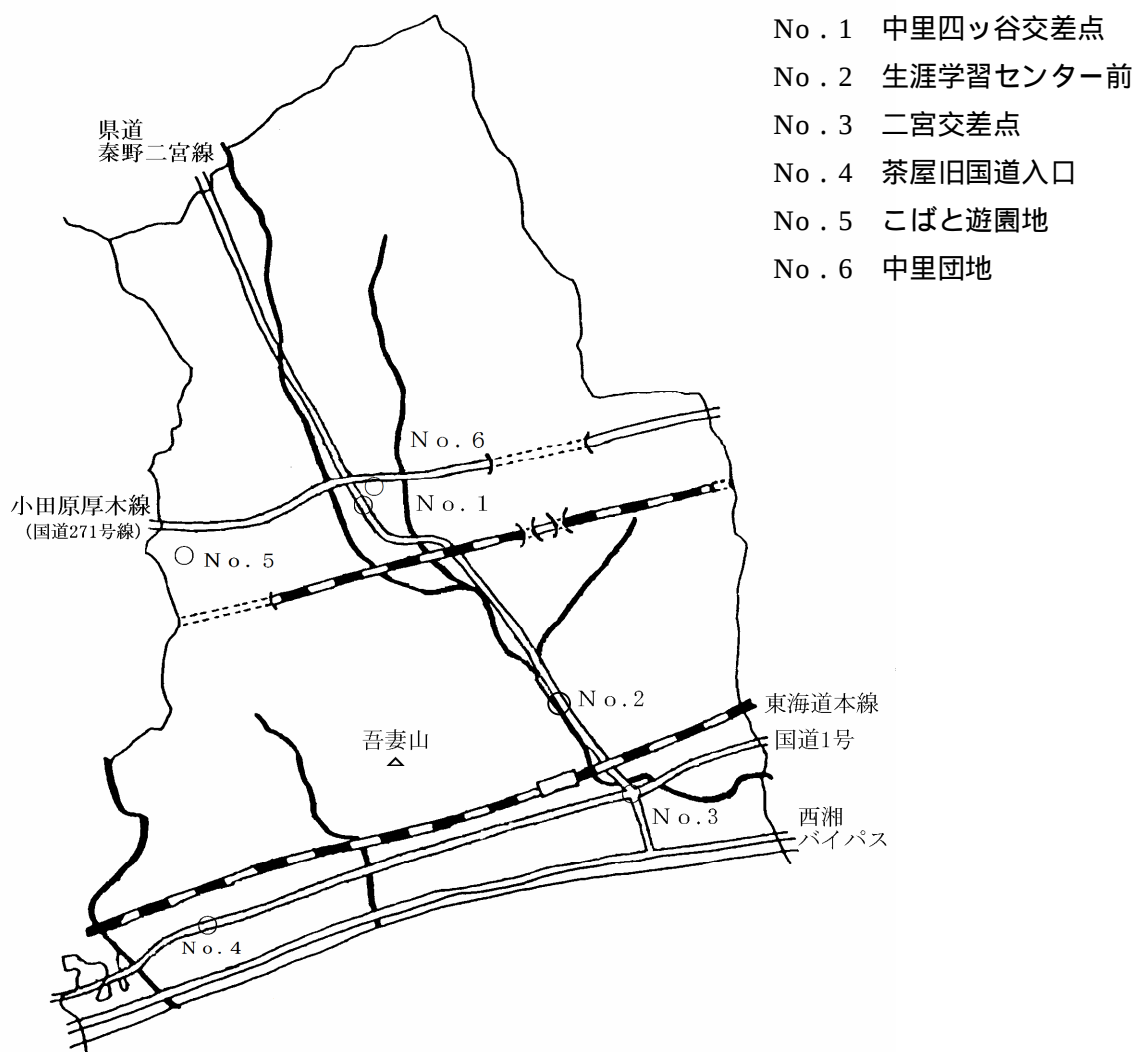
イ．測定機器

普通騒音計

リオン社製

NL - 06型

(2) 測定地点



(3) 測定結果

(dB : デシベル)

項目 \ No.	1	2	3	4	5	6
調査地点	中里四ッ谷交差点	生涯学習センター前	二宮交差点	茶屋旧国道入口	こばと遊園地	中里団地
路線名	県道秦野二宮線	同 左	国道一号	同 左	町道81号線	小田原厚木道路
車線数	2	2	2	2	2	4
地域	近商	住居	近商	住居	住居	住居
昼間平均 (dB)	73	67	70	69	73	62
夜間平均 (dB)	69	62	67	67	65	59
実施日 平成 19 年 12 月 4 日 ~ 7 日	12 / 5 ~ 6	12 / 4 ~ 5	12 / 4 ~ 5	12 / 6 ~ 7	12 / 6 ~ 7	12 / 5 ~ 6

調査地点ごとの騒音レベル経年変化表

(単位：デシベル)

年 度	平成 15 年 (昼/夜)	平成 16 年 (昼/夜)	平成 17 年 (昼/夜)	平成 18 年 (昼/夜)	平成 19 年 (昼/夜)
中里四ッ谷交差点	73 / 69	73 / 71	73 / 71	73 / 68	73 / 69
生涯学習センター前	70 / 66	69 / 67	70 / 67	71 / 67	67 / 62
二宮交差点	72 / 70	71 / 69	70 / 67	70 / 67	70 / 67
水道局二宮営業所前	71 / 69	71 / 68	71 / 68	71 / 69	-
茶屋旧国道入口	69 / 69	69 / 68	69 / 68	68 / 66	69 / 67
袖が浦公園下	72 / 70	72 / 70	70 / 67	70 / 67	-
中里第一架道橋	69 / 63	68 / 62	67 / 61	68 / 61	-
こばと遊園地	75 / 68	74 / 67	74 / 68	73 / 66	73 / 65
西谷戸橋	72 / 68	70 / 68	69 / 67	69 / 66	-
中里団地	-	-	-	-	62 / 59

(注) 平成 1 2 年度より騒音規制法が改正され、中央値レベルでの測定から等価騒音レベルに改正されました。平成 1 5 年度より基準時間帯は昼間 (6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0) と夜間 (2 2 : 0 0 ~ 6 : 0 0) とする。

4 - 3 工場・事業所騒音

当町の工場・事業所は、中小企業で構成されており、そのほとんどは規模が小さく、近年は、工業団地の造成、工業専用地域の指定に伴い、住宅地から工場・事業所が移転し、住工混在の解消が進みつつあります。

工場・事業所からの騒音については、県条例により規則基準が定められています。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の規制基準

時 間 地 域	騒 音 （単位：デシベル）		
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 及び午後 6 時から 午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	5 0	4 5	4 0
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	5 5	5 0	4 5
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6 5	6 0	5 0
工業地域	7 0	6 5	5 5
工業専用地域	7 5	7 5	6 5
その他の地域	5 5	5 0	4 5

工場・事業所等の騒音源とその大きさ

音の大きさ	工場騒音	建設工事騒音	交通騒音	一般騒音
1 2 0 デシベル	鍛造機	くい打機	飛行機のエンジン近く	
1 1 0 デシベル	打音作業	リベット作業	自動車の警笛(前方 2m)	
1 0 0 デシベル	プレス機	空気圧縮機	電車が通る時のガード下	
9 0 デシベル	木工機	アスファルトプラント	トラック	パチンコ店
8 0 デシベル	旋盤	コンクリートミキサー	地下鉄の車内	ボウリング場
7 0 デシベル	事務機器			電話のベル